

## 経営支援事業等に係るOA機器操作等人材派遣業務 審査基準及び配点

本資料は、経営支援事業等に係るOA機器操作等人材派遣業務の調達にあたって、提案書の内容、見積価格、その他条件を適正かつ公平に評価し、当センターにとって最も有利な受託者（以下、「優先交渉権者」という。）を特定するための基準である。

### 基本的な考え方

#### (1) 提案内容の評価

- ①提案依頼事項の項目について記載がない場合は失格とする。
- ②「経営支援事業等に係るOA機器操作等人材派遣業務提案書作成要領」に従い作成された提案内容について評価し、「内容点」（80点満点）を与える。

#### (2) 見積価格の評価

後に示す計算式に基づき評価を行い、「価格点」（20点満点）を与える。

#### (3) 総合評価の方法および優先交渉権者の決定方法

- (1)および(2)で評価した「内容点」および「価格点」の合計点数「総合点」（100点満点）を算出し、最も高い者を業務の優先交渉権者とする。
- 「内容点」は評価者全員の平均とする。

(点)

内 容 点	1. 本業務実施のための適切な人材の選別・確保	10	80
	2. 業務を遂行するための具体的な人材確保方策	20	
	3. 個人情報保護・守秘義務に対する基本姿勢	10	
	4. 派遣労働者に対する研修制度	5	
	5. 派遣実施中の対応	10	
	6. 他の自治体等における実績	5	
	7. 企業の特色及び独自の取り組み	20	
価格点		20	

(1) 有効数字

「内容点」および「価格点」の算出にあたっては、小数点以下 1 桁目で四捨五入とした正数とする。

(2) 総合点の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応

①それぞれの「内容点」、「価格点」が異なる場合

「内容点」が高い者を優先交渉権者とする。

②それぞれの「内容点」が同じ場合

「2. 業務を遂行するための具体的な人材確保方策」が高い者を優先交渉権者とする。

③それぞれの「2. 業務を遂行するための具体的な人材確保方策」が同じ場合

「5. 派遣実施中の対応」の得点が高い者を優先交渉権者とする。

④それぞれの「5. 派遣実施中の対応」の得点と同じ場合

くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

## 2. 見積価格の評価

「価格点」の満点を 20 点として、見積価格に基づく価格点は次のように算出する。

$$\text{価格点} = 20 \times (\text{最低見積価格} / \text{見積価格})$$

ただし、見積金額が予定価格を超える場合は失格とする。

以 上